

北沢 猛 朝倉博史 塩月恵里

# ④ 公共建築へのメッセージ

次世代公共建築を巡って

一 調査の目的・ねらい

高度経済成長期は、横浜市においても、一年間に約十万人という急激な人口の伸びを見せ、施設の未整備とともに住環境の悪化を招いた。

こうした中で、一年間に数十校の建設を迫られていた学校等の公共建築は、量的拡大と、効率性、経済性など狭い意味での機能性を最優先せざるをえない状況であった。結果として、画的、均質的なものづくりとなり、またその後の更新に耐えることが難しいものとなってしまった。二十数年経ち、時代に対応しなくなった建物は、取り壊され建て替えるといったことも起こっている。

七〇年、八〇年代に入ると、公共建築に求められる価値観は、ゆとりや潤いといった、快適性へと転換してきた。「最低限使える」から、「使いたい」ものへ「魅力を兼ね備えたもの」へと「機能性」という枠組み自体が変換して来

たと言えるのではないだろうか。

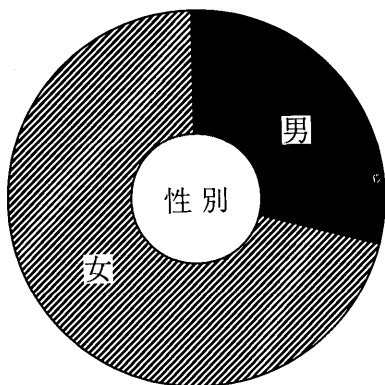
質的環境の充実を求める市民の多様化したニーズに応えるために、これからの公共建築に求められるものとは何か、公共建築の在り方を探るため、次の三つの視点から基礎調査を行った。

- 一 調査の目的・ねらい
- 二 調査の成果
- 三 事業・施策とのつながり
- 四 調査の課題

① 女性の意見

公共建築をより良いものとするためには、実際の利用者の声を生かしていくことが必要である。女性の社会進出に伴い、施設を利用する機会が増加している。利用状況では個人やグループ単位が多く、地区センターではその七割が女

図-1 地区センター利用実態



性別	割合	人数
女	71.0%	7,088
男	29.0%	2,897
合計	100.0%	9,985

地区センター利用実態調査報告書より  
(横浜市 市民局 昭和60年)

性というデータもある(図1-1)。また、子どもや高齢者、障害者の付き添いとして訪れることも多く、この点においては、男性よりも女性が圧倒的に多いといえる。

・そこで、実際の利用者である女性の意見をもとに、今後の施設整備に対する提言として「女性の意見を生かした公共施設設計基礎調査」を行った。

### ② 高齢者の視点

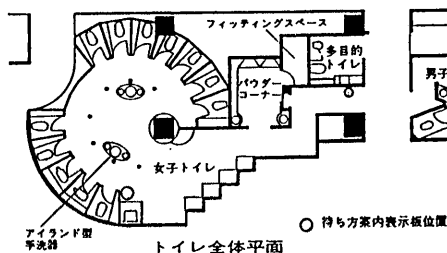
高齢化社会を迎え、高齢者がより快適に、安全に利用できるように、そして高齢者の心身の特性をよく理解したうえで公共建築に何ができるのか、「公共建築物高齢者対策設計指針基礎調査」を行った。

### ③ パブリックアート

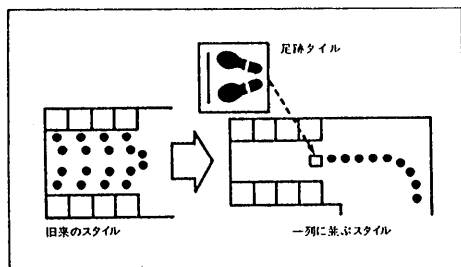
公共建築の建設にあたって、親しみやすさや個性、空間の豊かさを生み出すために、彫刻や壁画などのモニュメントを設置している。今後さらに「パブリックアート」は重要となるが、こうした彫刻設置を例にとっても選考方法など未整備ことが多い。建築における文化性についての見直しと、今後の対応策を検討するため「公共施設モニュメント基礎調査」を行った。

## 二——調査の成果

図-2 「誰でも使えるトイレ」イメージ・事例など(報告書から)



愛知県名古屋市<松阪屋名古屋店>  
・退屈さを感じさせない工夫のある待ちスペースを配慮  
(ディテールより)



・フォーク並びが出来るよう工夫する (日経アーキテクチャより)

### アンケート・座談会より

- ・公衆トイレの中には清潔でないものがある。利用者のマナーの問題だが、清潔なところは誰でも汚しにくいものだ。また、サインなどではっきりとさせ、待つ人が一列に並ぶようにしてほしい。(アンケート)
- ・女性と男性の利用の時間(男性35~45秒、女性1分30秒前後で、女性は男性の約3倍)の違い。利用者側の平等を考えてほしい。
- ・男女のトイレが同数でも使う時間は違うので女性のトイレ数が不足。(座談会)

① 女性の意見を生かした公共施設調査  
調査は、公共施設の利用者を対象としたアンケート(配布数八百二十二・回収三百五十五)を実施し、その中で希望者を募り、施設見学会(参加者十七人)、座談会(参加者二十人)を行った。そこで出された意見を施設計画のプロセス毎に、企画・設計・管理運営への提案としている。

直接市民の声を聞く機会がもてたことは、机上の論議に陥りがちな私たちにとっては、大変有意義なことだったと思う。例えば、座談会で一番話題になった「トイレ」については、設計者のほとんどが男性という中で、不満や使いにくい点など、具体的な改善に議論が集中した(図1-2)。そこで出された意見を少し紹介すると、

図-3 公共施設の建設・運営に配慮すべき点について

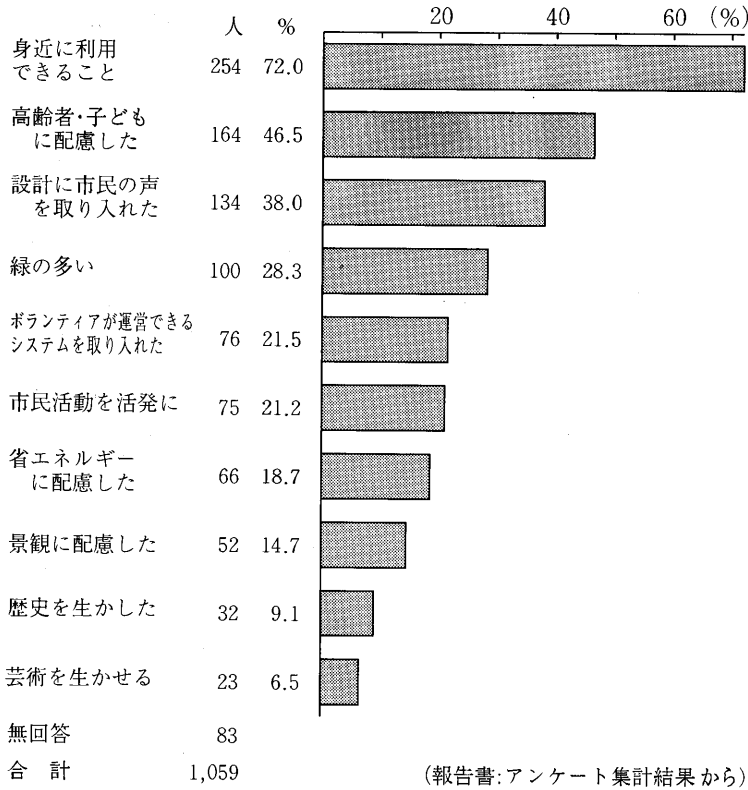
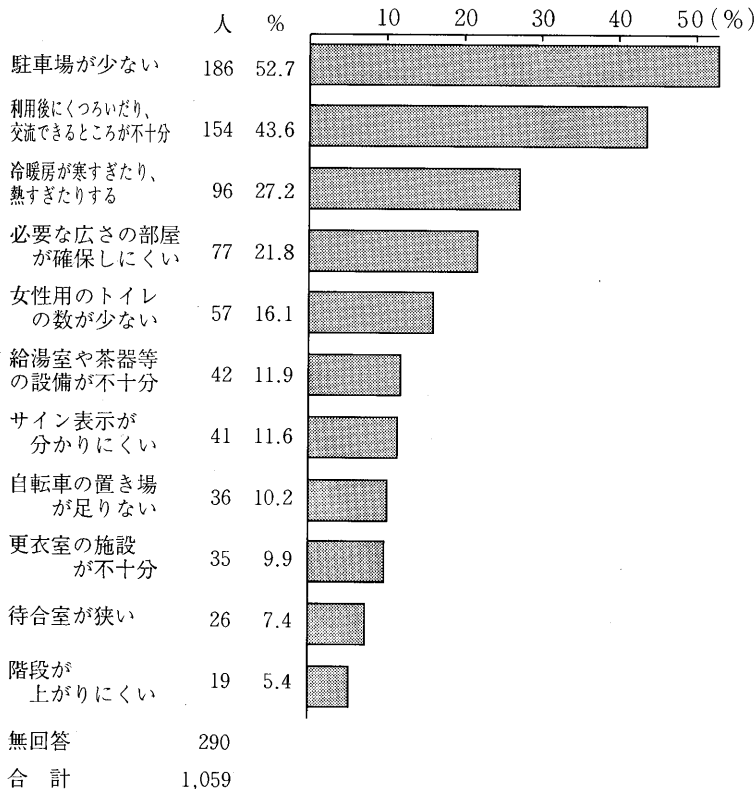


図-4 施設利用時の不備や不便な点について (報告書から)



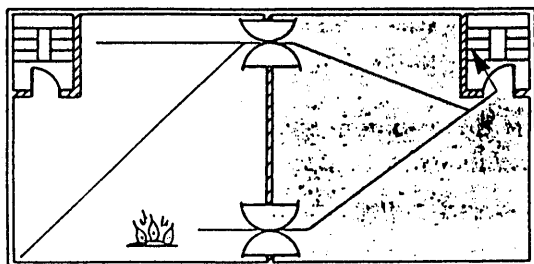
①排水レバーは、手で押すのか足か分かりにくい、清潔さを保つようボタン式の方が良い。  
 ②手洗いの水栓は、センサー式がよい。  
 ③荷物かけのフックが高すぎる。  
 ④施設によっては正装した人のために、パウダールームをおいた方がよい。  
 ⑤車いす専用ではなく一般の人も使えるよう

な多目的トイレにしたらどうか。  
 ⑥一列に並らんで、トイレ待ちができるような設計にして欲しい。  
 ⑦便器を男女同数ではなく、使用時間(女性:一分三十秒前後、男性:約三十五〜四十五秒で女性の方が約三倍の時間を要する)が異なるので、女性用を多く作るべきではないか。

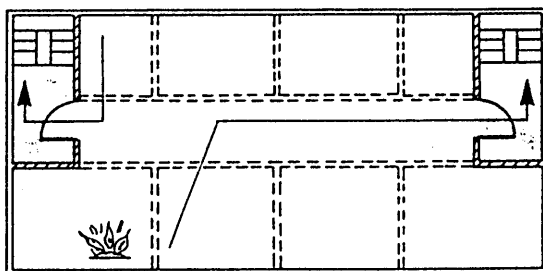
などの様々な意見が飛び出し、デパートのトイレを見習うべきだという指摘があったくらいである。こうして、身近な話題から入ったことで、参加者自身の関心が自然と公共建築全般の課題に広がった。その後、参加者中から、生活者の目から考える「まちづくりの会」という自主的な研究会ができた。平成四年度は「横浜女性フォーラム市民研究グループ」となり、トイ

図-5 一時避難場所について

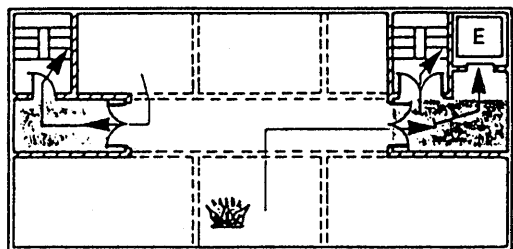
1 防火区画による同一階での水平避難



2 一時避難場所としての階段室踊り場

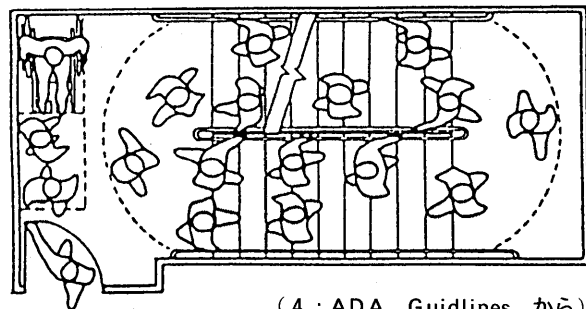


3 一時避難場所としての非常階段・非常用エレベーターロビー



(1~3 : B S 5588 Part 8 から)

4 車いすの一時避難場所は他の避難者の移動をブロックしてはならない



(4 : ADA Guidelines から)

②—高齢化社会対策の調査

高齢者の利用機会の高い施設(十七施設)に

レを中心とした使いやすい市民利用施設について研究している。  
調査結果を見ると、その提案内容は多岐にわたる。トイレなど、使う人が女性のみに限られてしまっているようなもの以外は、このような調査において期待されてしまいがちな女性らしさが当てはまらず、意見に男女の差はなくなってきたようだ(図-3、4)。

において管理者や利用者へのヒアリングと、防災研究者等へのヒアリングを実施し、学識経験者等の検討会で、現在の公共建築で抱えている問題点について検討を行った。高齢化社会(全人口に占める六十五歳以上の高齢者の人口比率七%以上のこと)では、高齢者が公共施設を利用することは、日常であることを想定しなければならぬ、ということを変更して認識させられた。バリア・フリーについては、民生局における「福祉のまちづくり指針」によって、建設担当課や主管局においても共通認識となっている。

しかしそれは、物的に必要最低限守らねばならない範囲でしかなく、精神的なゆとりや安らぎ、そして市民生活における豊かさを地域社会とのかわりの中で享受することを求めている高齢者にとって、現在の公共建築はそのニーズに添えているとは言えない。

調査結果では、地域の核となる公共建築の質的向上として、「バリア・フリーの確立」「アメニティ」「交流」「社会参加」「アイデンティの尊重」を配慮すべきこととして挙げられている。また、心身の機能が低下しつつある高齢者

にとって、安全に安心して利用できるように、「日常安全の確保」と「火災への対応」について何が必要なのか述べている。

火災への対応として、「水平一時避難場所の確保」をBS（英国標準）やADA（障害をもつアメリカ人法）の「一時避難場所の設置を義務づける法律」を参考として挙げた（図15）。これは、車いす利用者や自力で階段を駆け降りることのできない高齢者が、従来のように上下に移動する避難に頼らず、水平に移動することで安全な区画まで避難し救援を待つことを基本的な考え方としている。具体的には、区画された広い階段室や外部階段に面した避難バルコニーなどを、車いすが通行可能なようにし、一時的に留まることが出来るように、ゆとりをもって計画することで一時避難場所の確保が出来るのではないかと。さらに、バルコニーとの段差や、防火戸のくぐり戸の下部に框があるため、避難訓練で車いすが通れなかったという事例もあり、早急に検討すべき課題もある。

そしてこれらの非常事態の対応のために、日常生活における快適性が失われてしまうことのないよう、広い視野に立った対応が求められている。つまり高齢化社会では、高齢者の生活を支えるマンパワー等を含めたソフトの問題を、ハードとしての公共建築がどれだけフォローし

ていけるかが課題となっている。

注1：英国の工業規格のこと。ここではその建築規定についての項目。

注2：一九九〇年に制定された法律。障害者の雇用、移動、交通、電話サービスの権利を保障し、差別を撤廃する事を目的としている。

#### ④—モニタメント調査

横浜市におけるモニタメント設置状況（過去十年間に八十三施設百十四件）をみると、かなりの件数が設置されているが、設置目的を果たしているかどうか疑問のものも多い。設置後の扱われ方等についても、現状は、彫刻の周りが自転車置き場になっているものなど問題が残されている。設置に当たった経緯では、制作依頼時期や予算について、不明確の点が多い。今後、担当者や、設計者、作家等の間での混乱を招かないためにも、統一的なシステムを確立することが必要だろう。他都市にお

いても、1%システム（神奈川県他）や、彫刻展（仙台市他）といったかたちで事業化し、建築だけではなく、道路や公園などまちづくりとして設置している施策が見られる（表11）。横浜市では今後、単に公共建築の内外に芸術作品を設置することのみを目的とした事業ではなく、市民文化の向上や、都市空間における質の向上を目指す「パブリックアート」として定着していくべきである。各都市において、そ

表-1 他都市における事業例

自治体	彫刻展及び1%システム他関連事業（開始年度）
仙台市	仙台市彫刻のあるまちづくり（S52～）
神戸市	須磨離宮現代彫刻展（S43～）、具象彫刻展（S58～）
広島市	地元芸術家の作品設置（S55～）彫刻のあるまちづくり（S57～）
福岡市	彫刻のあるまちづくり（S58～）
長野市	長野市野外彫刻賞（S48～）
碧南市	碧南の彫刻のあるまちづくり（S58～）
宇部市	町を彫刻で飾る運動（S35）宇部市野外彫刻展（現代彫刻展）（S36～）
札幌市	（平成4年度から事業実施予定）
名古屋市	景観工事業（S55～）
福島県	文化のための1%システム（S54～）
埼玉県	行政の文化推進事業（S53～）
千葉県	公共施設ワンポイント事業（S62～）
東京都	文化のデザイン事業（S56～H1）、都施設デザイン事業（H1～）
神奈川県	文化のための1%システム（S54～）
熊本県	緑の3%運動、「アートポリス」建築の文化化運動（S63～）

それぞれの独自性を高めるといふ点においては、キーワードとなる事業の可能性もあるのではないか。

これらの三つの調査の共通項として、「市民参加」が挙げられているが、現在のところ建設委員会等による参加にとどまっている。市民参加については、工期や財源などの問題もあり、建設担当課、主管局との調整も要することではある。しかし、市民のニーズを直接吸い上げるためにも、計画段階での市民参加の方法を検討することも必要なのではないか。

また、「豊かさ」という点においては、「面積的なゆとりや、設備面等で対応しなければならぬ工夫、文化性の導入など、それぞれの調査を通して、各側面から浮かび上がったことである。

これらの点は厳しい財政状況のなかで、当たり前のこととして認められにくいのが現状である。公共建築の整備に当たって、どのような施設の、どこに重点を置いていくか、検討していかなければならない課題である。

### 三——事業・施策とのつながり

基礎調査の中で挙げられた問題点や、これか

らの公共建築に対し求められている対応を、実際の事業計画や建築の企画、設計等の今後の業務の中で生かしていくことが必要である。平成五年度は、高齢化社会への対応として、横浜市の建築基準条例や福祉のまちづくり指針に準じていない既存の公共建築(特に五十二年以前)について、緊急性の高い施設から順次改良工事を進めていくこととし、事業化調査を実施する。

しかしながら、調査において出された提案を即これらの業務の中で生かしていくには、実際に即したものとしてさらに検討を重ねる必要がある。今回の調査においては、三つの異なった視点からアプローチしたが、さらに総合的に公共建築を見直す必要があるという結論に至った。また、これらの基礎調査と共にやってきた「公共建築駐車場需要調査」、「公共建築複合化推進事業調査」などの結果も生かし、平成五・六年度の事業として、「横浜市公共建築総合整備指針」を策定する。

二十一世紀における市民生活を描く「新総合計画」が、平成六年度に発表され、新たな施設の計画が示されることを受け、どのような建築をどのように造り、活用していくかといった目標像を明確にするものである。市民の共有財産としての良質な公共建築を実現するための具体的の方策を指針として、平成六年度に公表する予

定である。

### 四——調査の課題

「女性の意見を生かした公共建築調査」は、コンサルタントに調査を委託し進めた。当初の予想以上に、最終的な報告書とするまで多くの時間を要した。その原因の一つは、一般市民の意見を吸い上げ、「くして欲しい」と言った要求型の意見を適切に整理して、提案や基本的な考え方へと昇華させていかなければならなかったことにある。

「高齢化社会対応調査」は、高齢化社会においてのバリアフリー以降の問題について検討し、他都市においても今までに調査例のない内容にまで踏み込んだものとなった。参考とする事例もなかったため、高齢者問題に関する研究者や専門家と共に検討した。毎回、テーマに沿ったゲストをお呼びし、前半はゲストの話、後半はディスカッションという形式をとった。しかし、具体的な焦点がなかなか定まらないこともあり、このような委員会を進める際のテーマの出し方、運営方法はもっと工夫が必要だったと反省している。また、問題となるテーマについて、ある程度の着地点を想定し、事前に市内部でも踏み込んだ検討が必要であった。

「モニメント調査」は、百万円未満の委託金額で、これだけ綿密な調査をお願いできたのも大学の研究室という機関だったからである。大学の調査研究という位置づけもあってのことだが、研究室の検討課題に対する問題意識の高さと熱意で受けていただいたところも多分にある。

った。

しかし今後は、委託費は安ければいいということではなく、調査に見合った適正な予算を確保しなければならぬ。また調査内容によっては、コンサルタント等だけではなく、大学の研究機関に依頼することも検討できるだろう。行

政の調査では、専門家を呼び委員会形式で意見を求めることも多いが、専門的な研究者がリーダーシップを取り調査を進めることも、有効な調査手法として考えられる。

△北沢〓建築局企画管理課課長補佐企画係長／朝倉〓同課同係・相模原市研修生／塩月〓同課同係▽